

令和8年9月2日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和8年9月2日
開会 10時00分 閉会 11時08分
- 2 場 所 幕別町役場3階委員会室
- 3 出席者 委員長 荒 貴賀
副委員長 田口廣之
委員 塚本逸彦 小田新紀 長谷陽子 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
企画総務部長 山端広和 総務課長 安田奈緒
契約管財係長 西明正博
教育部長 谷口英将 生涯学習課長 木村純一
社会教育係長 松田貴尚
- 5 傍聴者 大 健太郎（勝毎）
- 6 事務局 事務局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 庶務係長 渡辺 優
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第93号 指定管理者の指定について（幕別町百年記念ホール）
 - 2 団体との意見交換会について
どこの団体とどのような目的で意見交換会を行うかについて、9月11日(金)までに事務局に報告することとし、それらを正副委員長で整理したうえで、次回の委員会で提案することとした。
 - 3 所管事務調査項目について
中橋委員より、町の財政がどのようになっているのかについて、調査項目の提案があったことから、正副委員長で調整することとした。
 - 4 道内優良市町村視察研修について
 - 5 所管事務調査報告書について
修正等がある場合には、9月8日(火)までに事務局に連絡することとした。
 - 6 閉会中の継続調査申し出について
 - 7 次回の委員会の開催日程について
9月18日(金)決算審査特別委員会終了後に開催することとした。
 - 8 その他

総務文教常任委員会委員長 荒 貴賀

◇審査内容

(10:00開会)

○委員長（荒 貴賀） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

初めに、1、付託された議案の審査についてを議題といたします。

議案第93号、指定管理者の指定についての審査を行います。

審査の進め方ですが、議案の説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺った上で、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第93号、指定管理者の指定について、理事者の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（谷口英将） 説明に入ります前に、議案第93号、議案説明資料の訂正についてご報告をさせていただきます。

さきの議会開会日初日に追加提案させていただきました、同議案の説明資料の記載に一部誤りがありましたので、正誤表をお配りしておりますことをご報告させていただきますとともに、訂正がありましたことにつきましてお詫びを申し上げます。

それでは、議案第93号、指定管理者の指定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書と議案説明資料につきましては、さきの本会議において、副町長から指定管理者の指定についての説明がありましたので、私からは、お手元に配布の幕別町百年記念ホール指定管理者応募提案書により、説明をさせていただきます。

まず初めに、資料には記載しておりませんが、このたびの指定管理にあたりまして、前回と比べて変更になった主な3点についてご説明をいたします。

1点目は、人件費の取り扱いについてであります。

指定管理料の人件費につきましては、これまで精算対象の経費としては取り扱っておりませんでしたが、指定管理者が安定した施設の運営管理が行えるよう、今回から人事院勧告の増減率に基づき、翌年度に精算することとしたところであります。

2点目は、リスク分担の委託費の取り扱いです。

これまで指定管理者が行う委託業務の委託費については、リスク分担の対象経費ではありませんでしたが、近年の労務単価の上昇などを踏まえ、労務単価の変動による経費の増減があった場合には、その負担の取り扱いを協議事項としたところであります。

3点目も、同じくリスク分担で、修繕費の変更であります。

前回までは、見積額が1件当たり、消費税を含めて、30万円未満の修繕で、年間総額が消費税を含めて200万円のものを、指定管理者の負担としておりましたが、今回からは消費税を除き、1件当たりの見積もり額を30万円未満から50万円未満に変更し、また、年間総額も消費税を除きまして、総額を200万円としたところであります。

なお、指定管理の期間につきましては前回と変更がありませんけれども、文化振興は長期の視点と展開が必要であるため、それに関わるスタッフなどの人材育成等、雇用の安定性の確保、そして百年記念ホールのさらなる魅力向上のための投資がしやすい条件づくりの設定という観点から、これまでと同様に、7年間としたところであります。

それでは、お手元の資料に基づき、指定管理者の候補者であります特定非営利活動法人、まくべつ町民芸術劇場から提出された、事業計画と収支計画の概要についてご

説明をさせていただきます。

資料1が事業計画、資料2が収支計画となっております。

初めに資料1の1ページをご覧ください。

管理運営の考え方と体制についてであります。

(1)の基本方針は、文化芸術の振興が人生の豊かさに繋がるという考えのもと、これまで指定管理者として、長年幕別町の文化芸術の振興になってきたトップランナーとしての自負を持って、これからも施設運営に取り組むという姿勢を表したものとなっております。

3ページをご覧ください。

企画運営業務についてであります。

すべての企画におきまして、4ページにまたがりますが、黒丸の7つの項目をポイントとしております。

これまで町と教育委員会、NPO法人が一体となって作り上げてきた、百年記念ホールという名のブランドと、これまで広げてきたネットワークをさらに磨き上げ、幅広い情報を生かし、人材育成を努めるとともに、子育て世代にも対応した事業展開を実施していくという内容になっているものであります。

4ページの下段の(2)の芸術鑑賞事業の企画内容であります。町民芸術劇場として開館以来30年にわたり、音楽、演劇など様々な鑑賞機会を提供しており、その後、経験から得たノウハウと、独自のネットワークを活用して、引き続き年間20から30本の公演事業を会員の参画のもと、様々なジャンルから提供するというものであります。

5ページになります。

中段の(3)の生涯学習講座の企画内容であります。まちづくりの力となるグループの育成のための学習メニューの企画や活動の支援、さらには、これまで目標としてきたきっかけづくりを継続しつつ、入門重視の内容から1歩踏み込んだ企画内容とし、次のステップへ踏み出していくというものであります。

いずれの企画におきましても、具体的な講座の内容につきましては、町民のニーズを把握しながら組み立てていくという計画であります。

9ページをご覧ください。

広報・宣伝業務についてであります。

(1)の基本的な考え方は、機能的で使いやすい施設、魅力的な行事などの情報を、様々なメディア媒体や、長年培ってきたマンパワーを最大限活用した情報の発信、さらには潜在的利用層の発掘を目指すため、下の黒丸に記載の通り、事業部門に広報担当を置き、戦略的な広報、宣伝活動の推進や、インターネットを通じてビジュアル的に施設情報を紹介するなどの取り組みを展開するという内容となっております。

13ページをご覧ください。

独自提案事業（サービス向上）についてであります。

(1)の基本的な考え方は、より多くの町民に親しまれるホールとして、文化芸術の拠点機能を最大限発揮すること。

また、使い勝手のよい運営に至るよう、文化芸術を身近に楽しむをコンセプトに、サービス向上を目指すものとしております。

具体的には、(2)の黒丸で列記されておりますが、引き続き、講座事項における割引制度の継続や、チケットプレイガイドとしての後援事業の提供の他、14ページの百年パートナーシップでは、公演時のケータリングに地元事業者からのお土産を提供

してもらい、出演者のSNSの発信で、地域、経済効果の波及に期待できるような取り組みも行うというものであります。

15ページになります。

施設、設備の維持管理についてであります。

開館から30年が経過し、今後、施設整備の修繕、更新が必要になるところですが、利用者に迷惑をかけないように、こまめな点検と早い段階での修繕を行うことで、施設を長く使っていけることができるよう管理していくというものであります。

17ページをご覧ください。

独自提案事業（施設の利用促進）についてであります。

(1) 基本的な考え方は、住民に愛される百年記念ホールであり続けるため、様々な世代の人たちが活躍できる施設として、きめ細やかなサービスの提供に取り組むという内容であります。

具体的な事業内容といたしましては、(2) の黒丸に記載の通り、子育て世代にも学習参加の促進を図るための、親子ファミリー企画と託児サービスの他、次世代につなげる人材育成事業や、18ページの中程にあります、季節ごとのイベントを展開する四季事業。利用者の成果を発表する成果の場の無料提供事業などと有料無料にかかわらず、施設の利用拡大につなげていくというものであります。

19ページになります。

リスクの分担についてであります。

リスクの分担につきましては、冒頭で前回との変更点をご説明いたしましたけれども、公募要領で示したリスク分担の表の通りとなっております。

22ページになります。

事業の安定性についてであります。

指定管理料を財源として、各年度を事業を実施することとなりますので、資金が不足することがないように、収支計画に裏付けられた事業運営となるとともに、例月出納検査や四半期ごとの定期監査、理事会による統制などを財務管理を確実に行っていくというものであります。

24ページになります。

組織の構成と職員配置についてであります。

(1) の組織の構成にあたっては、基本的には担当制を敷きつつ、柔軟な組織体制を構築するもので、次のページの下、(2) に職員の配置として、部門ごとの配置数。

(3) では、職員の採用計画が記載されておりますが、事務職員6名を統括部門、事業部門、企画部門、維持管理部門、窓口業務などその他部門にそれぞれ配置し、舞台操作担当部門に作業員を2名配置するというものであります。

また、職員の能力を最大限発揮することはもちろん、他分野において専門的知識を生かせるよう、一人ひとりが研修などを通じてスキルアップを図るとともに、様々な人的組織的ネットワークを広げていくことできる組織を構築していくという内容であります。

26ページになります。

類似施設の運営会議の実績についてであります。

本法人は、平成20年度に指定管理を受けて以降、コンサートの公演だけでも、延べ326本の開催を実績を有しております。

詳細につきましては、26ページの中段と36ページ以降に公演実績が記載されてお

ますので、ご覧いただければと思います。

公演事業に関しましては、演目の選定からチケット販売、当日の会場案内や警備など、会員総動員で行っているものであります。

少し飛びまして、33ページをご覧ください。

令和9年度実施予定の生涯学習講座についてであります。

(1)の年間テーマの設定に当たりましては、講座ごとのアンケート結果やリクエストを参考にしつつ、「学ぶ・つながる・活かす」を基本テーマとして、趣味の講座や教養活動などのバランスを考慮した企画に取り組み、学習活動の循環を生み出していくとするものであります。

年間の講座開催展開のイメージは35ページの表に記載されておりますので、ご確認いただければと思いますが、令和9年度においては、30タイトルの講座を予定している内容となっております。

資料1の説明は以上であります。

次に資料2をご覧ください。

収支計画についてであります。

今回、NPO法人から示されました芸術鑑賞事業や、独自提案事業を含む収支計画であります。

1ページをご覧ください。

こちらが収支計画の総括表になります。

全体の指定管理料につきましては現在の水準を下回ることのないよう、事業のボリュームで実施を前提に積算されております。

指定管理料といたしましては、1ページ下段の各年度の差引の欄の額がこれに当たるもので、令和9年度は、年額9,512万4,000円。

令和15年度までの7年間で、そこに記載はしておりませんが、総額6億7,536万円となっており、これに消費税と地方消費税を加算した額を指定管理者にお支払いするというものであります。

2ページ以降につきましては、技術鑑賞事業や独自提案事業など、事業別の収支計画になります。

資料の説明は以上であります。

応募がありました特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場は、これまで百年記念ホールの指定管理者として、18年あまりの実績を有しており、こうした経験と実績を基礎として、ホールの設置目的に合った施設利用が促進され、ひいては町の文化振興の実現が期待できるという審査結果から、当NPO法人を指定管理者の候補として選定したものであります。

最後に改めて指定管理者の候補者でありますけれども、中川郡幕別町字千住180番地の1、特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場、理事長、蓑島住雄であります。

指定の期間は令和9年4月1日から令和16年3月31日までの7年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（荒 貴賀） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 7年間の指定管理の契約が終了し、更新の時を迎えて、新たな契

約ということであります。

百年記念ホール自体は、非常に活動が活発で、住民にとっても、十勝圏の中においても、文化の振興という点では、大きな役割を果たしてきていると評価しております。

その上で、これは百年記念ホールがどうかということではないですが、指定管理制度を導入されてから20年が経過しますけれども、こういうふうにいわれる一つの業者に限定されていく。つまり、今回の場合は、公募されたのが1件だけだったという状況でありますから、それだけ裏を返せば、管理運営が行き届いていたというか、それよりも優れたところというのが中々出にくいというようなところもあるのだろうと思うのですけれども、ただこういった指定管理制度という、年次を区切って契約をして更新していくという仕組みの中で、そういった競争が働かないような状況というのは、やはり、どんなふうに理事者側は押さえていられるのか、分析されているのかなというのを一つ思いました。

○委員長（荒 貴賀） 企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 指定管理者制度の部分でございますけれども、百年記念ホール以外でも指定管理者制度を導入している部分がございます。委員がおっしゃったように、あくまでも公募で募集して、色々なその内容がどこかに偏ることが当然なような形で、内容性についてはこれができるかどうかという部分で、広く公募しているものですから、競争性がないというわけではないのかなと捉えております。あくまでも、町内に限っていると言うわけではございませんので、その公募要項の中でまとめた中で、参加できるかできないかという部分は、それぞれ参加しようとする業者と言いますか、受けようとする方の取り組みの方針と言いますか、それが合っているかどうかも含めて、公平に公募という形でやっているのかなということで、競争性が図られてないかどうかという部分には、働かないというわけではないのかなと。公募上ではきちっとその辺を整理した中で、手を挙げられる方がいるかどうかという部分は、それぞれが考えになって、手を挙げる、手を挙げないと判断しているのかなと考えております。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この制度が導入される時から請け負われる仕事というのが、どこでもできるような、そういう中身ではないということもあって、事業者が固定されていくであろうという予測と言いますか、見方は持っておりました。その流れで来ているんだろうと思うんですけれども、そうなりますと、今、詳しく25ページのところの人件費の問題にもなっていくんですけれども、結局NPO法人でありますから、もちろん営利は目的としない。その中で、この運営を一手に請負ってやってもらうと。そうやってきて、例えば、文化施設であれば、いろんな意味で、工業の人たちと契約を取っていくであるとか、あるいは施設の運営そのものも、他の会館とは違いますから、特別、技術的にも、その専門の人が必要だとか色々な面が出てきているんだと思うんです。同じところに何年もずっと行っている。つまり、幕別町の一つのパートナーとして、幕別町の職員ではないし、委託事業者ではあるけれども、やってもらっていることは、その町の文化振興のために、長年同じ仕事をずっと一つの事業者が責任を持ってやってきてくれるという状況ですよ。そうやってくると、今、見直しの部分の3点をご説明いただいた中で、その人員のリスク分担の中で、人勧も含めて変えていくことは非常に大事なところだと思うんですよ。つまり、民間のベースだけでしたら、役場職員との乖離と言いますか、どんどん開いてくるわけですから、そして

パートナーとして何年も一緒にやっていくということであれば、その人勧の考え方を取り入れていくべきだと思っていたんです。今回そういう提起がありましたので、具体的に中身を伺いますけれども、現在、勤めていらっしゃる方たちの勤務年数、それから技術者、あるいはその年間の収入ですね。そういったものの内容を示していただけますか。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木村純一） 現状のまくべつ町民芸術劇場様の各人員の勤務年数につきましては、すみません、資料を持ち合わせてはいないんですが、町の人件費の積算といたしましては、今おっしゃいました、25ページの提案のとおり、町としてもスタッフ6名、それから、専門の舞台操作員を2名という、8名の積算をして、指定管理料の基準額の上限を設定しております。同じく人件費につきましては、7年間ということで、初年度から、年々、概ね1パーセントを人件費が伸びていくと仮定しまして、1年目から7年目の人件費を積算し、それらの7年間の合計で、指定管理料の基準額上限額はいくらだよということで設定しているところでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 町として積算するときの基準に入れられているというのは、当然だと思います。

ただ、実際にどうなのかというところを知りたいものですから、実際に雇用されている人たちの状況がどうなのか、それがしっかりと反映されていることになっているのか、それと待遇ですね。皆さん正職員で働いていらっしゃるのか。それとも、期限を切った雇用の方がいらっしゃるのか。それでなくても、長年、ずっと続けてきた、これで3回目の更新になるのですか。更新されてきたということは、雇用者も継続されてきたんだと思うんですね。

ただ、こういう指定管理制度の仕組み上、自分たちは7年間という区切りがあるということは事実ですよ。それだけやはり不安定な部分はあるんだと思うんです。

でも結果として継続されてきているということになれば、例えば、7年間で2回継続したら14年間の継続勤務。職員の方が14年間勤務していけば、それなりの昇給だとか人勧に基づいてありますよね。同じように、こういう文化施設の人たちにもそういった待遇が適用されるような運営が望まれるんだと私は思うんです。だからそういうふうになってきているのかどうかというところを知りたいのですが、知るための資料と言いますか、出していただければと思います。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木村純一） まず、ご説明が重複いたしますが、町の積算は、人件費が毎年、定期昇給、ベースアップしていくような積算をしておりまして、それに基づく上限を設定しております。

それで、同じく、今回のNPOさんの申請書、収支計画書につきましても、人件費が、概ね1.1パーセントずつ、高年次に向かって、ベースアップしていくといった収支計画書になっております。実態ということでございますが、すみません、先ほどと同様手元に資料はないんですけれども、基本的に今いる8人のスタッフ、すべて正規雇用です。それで、定期昇給の考え方については、国の人事院勧告、それから北海道の民間給与実態調査、これらをベースに、定期昇給する率については、考えていると相手方から聞き取ったところでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） できれば、具体的な金額で知りたかったんですけど、何年勤務されていてどういう状況かというのも、知りたいんですけど、ないんですね。無理だということですね。どこかの機会で示していただければと思います。

それと併せまして、例えば照明などの器具を操作される方は、雇用者としていらっしゃるのか、あるいは委託されているのか、指定管理事業者のNPO法人まくべつ町民劇場として、さらに、外部委託というようなことを、行わなければやっていけないという状況もあるのではないかと思いますのですが、その実態はいかがでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木村純一） まず、舞台操作員の2名につきましては、NPOが直接雇用しております。それから、操作だとかに係る保守点検の一部の業務につきましては、外部に委託をかけているといった状況でございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

中々、もう一つの視点として、昨今の物価高騰も含めて、一つの事業をやるのにも相当苦勞されているのではないかと思います。芸術鑑賞事業の収支計画書なんていうのも、多くに示されているんですけど、赤字になって出てきているという数字もありまして、これは2ページのところなんですけど、これはどういうふうに理解したらいいのかなと。赤字でもやっていかなければだめだよということなのか。それともこれはどこかで補われていて、最終的には事業としてはやっていけるんでしょうけれども、そういうことでなかったら契約できないと思いますのでね、このご説明もいただけますか。

○生涯学習課長（木村純一） 芸術鑑賞事業の収支計画につきましては、おっしゃるとおり、毎年支出に対しまして、収入が少ないということで、マイナスの収支差し引きとなっておりますが、こちらにつきましては、募集要項の中で、年間10本程度を町民芸術劇場を企画してくださいと要求しております。それに見合った金額としまして、今回の提案の9,512万4,000円のうちですね、税抜きで500万円が、こちらの芸術鑑賞事業の実施にあたる、補助見合い分ということで、指定管理料に含まれているものでございます。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） 他に質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） なければ、議案第93号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方、ありがとうございました。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第93号につきまして、各委員のご意見をお伺いいたします。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 理事者に対する前段の質問の中で、お示しさせていただいたんですが、雇用のあり方だとか、実際にどのぐらい、それぞれの働いている方たちが継続されて、勤務している。いわゆる勤務年数ですね。そして、それに見合った賃金が保障されている。そういう報告でありましたので、できればそういった詳細がわかる資料がいただければと思いました。

○委員長（荒 貴賀） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、中橋委員の方から、指定管理者の雇用の実態の状況をお示しをいただきましたという報告をいただいたのですが、委員会としましては、その資料が提出できるかどうかについて、確認をさせてもらって状況を判断して、可能であれば皆様に、難しいのであれば、その時はそこまでということで、ご理解をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 他にご意見のある方はいらっしゃいます。

これより討論を行いたいと思いますが、討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 討論なしと認めます。

これより採決を行いたいと思います。

議案第93号、指定管理者の指定につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○委員長（荒 貴賀） では、異議なしと認めます。

従って本件は原案の通り可決いたしました。

以上で、付託されました議案第93号の審査を終わります。

議長宛に提出します、委員会報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（審査終了 10:36）